



日本バイオセーフティ学会
The Japanese Biological Safety Association

JBSA お知らせ

No. 2 2010

9月22日
学会事務局

[お知らせ]

[会員便り] 北海道大学におけるバイオセーフティの取り組み 高島 郁夫
[報 告] 第5回アジアパシフィックバイオセーフティ学会参加報告 杉山 和良

お知らせ

第10回学会総会・学術集会

すでにご案内のように第10回学会総会・学術集会を倉根一郎学会長のもと、平成22年12月6,7日(月、火)にパシフィコ横浜にて開催いたします。

□一般演題募集

会員からの演題募集の締め切りは平成22年9月30日(木)です。締切日をご確認ください。多くの会員の応募をお願いいたします。申込方法等は前回のお知らせNo.1 2010または学会HPでご確認ください。

募集演題分類項目:

1. 安全管理全般 (安全管理運営、教育・研修、病原体輸送、感染性廃棄物他)
2. 病院・検査室バイオセーフティ
3. 動物バイオセーフティ
4. 安全装置、器具(安全キャビネット他)
5. 施設設計(実験室、病院検査室他)
6. 消毒・滅菌全般
7. その他

演題申し込み先:第10回学会総会・学術集会事務局

〒162-8640 新宿区戸山1丁目23番地1号
国立感染症研究所バイオセーフティ管理室内
TEL 03-5285-1111 FAX 03-5285-1184
E-mail:s-iki@nih.go.jp

□機器等展示募集

機器等展示を以下の要領で行う予定です。詳細は今後、学会HPへ掲載するなどでお知らせいたします。

機器等展示:費用 70,000円

(1小間:W・1800mm x D・1200mm)

申し込み先:第10回学会総会・学術集会事務局

〒162-8640 新宿区戸山1丁目23番地1号
国立感染症研究所バイオセーフティ管理室内
TEL 03-5285-1111 FAX 03-5285-1184
担当者 杉山 和良、E-mail:ksugi@nih.go.jp

第5回アジアパシフィックバイオセーフティ(A-PBA)学会

第5回A-PBA学会が2010年5月25-28日にソウルにて開催されました。参加報告を本お知らせに掲載いたしました。

米国CDC/NIHのBMBL第5版

2009年12月の改訂を経て、BMBL第5版が購入またはダウンロードできます。詳細はCDCのbiosafety website <http://www.cdc.gov/biosafety> (または <http://www.cdc.gov/od/ohs>). その他、NOT-OD-10-117<<http://grants.nih.gov/grants/guide/notice-files/NOT-OD-10-117.html>>を見てください。

学会費納入

2010年度(1月-12月)の年会費 5,000円(正会員)、30,000円(賛助会員)をご納入くださいますようお願いいたします。納入に際しましては、すでに発送しております「払込取扱票」にてご納入ください。なお、入会金 1,000円、2009年度(1月-12月)までの正会員年会費 5,000円及び賛助会員年会費30,000円を未だ納入していただいてない会員の方は、同様に「払込取扱票」にてご納入くださいますようお願いいたします。

学会等開催案内

第10回日本バイオセーフティ学会総会・学術集会

学会長 倉根一郎（国立感染症研究所）

会期：平成22年12月6、7日（月、火）

会場：パシフィコ横浜

第1回 International Federation of Biosafety Associations 年次会議

会期：2011年2月15-17日

場所：バンコク

第53回アメリカバイオセーフティ(ABSA)学会年次会議

会期：2010年9月30日-10月6日

場所：デンバー、コロラド

<http://www.absa.org/>

第10回学会総会・学術集会プログラム(案)第一報

[第1日目 12月6日(月)]

午 前	セッション1	病原体取り扱い現場におけるバイオセーフティ	
午 後	総会 一般演題 教育講演 懇親会	真菌・寄生虫とバイオセーフティ	機器等展示

[第2日目 12月7日(火)]

午 前	パネルディスカッション	日本バイオセーフティ学会の明日を考える： バイオセーフティ学会に期待する役割	
午 後	セッション2	産業界におけるバイオセーフティ	機器等展示

北海道大学におけるバイオセーフティの取り組み

前北海道大学病原体等安全管理委員会委員長
高島 郁夫

1. はじめに

近年、国内外で新しい型の感染症が次々と発生し人類を脅かしており、早急な対応が求められている。さらに、海外では生物テロによる感染症発生及びまん延を防止する対策の必要性が生じている。これらの背景から「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下感染症法）」の一部改正が行われ、病原体等の管理体制の確立が求められるようになった。この法改正に対応して北海道大学では病原体等安全管理委員会を中心にバイオセーフティ体制を整備・強化しているのでその取り組みについて紹介する。

2. 病原体等を取り扱っている部局

北海道大学では、平成21年10月現在で10部局が病原体等を所持し、研究を行っている。これらの病原体等には、人に感染した場合ほとんど症状を示さないものから、重篤に経過するものまで多岐にわたる。さらに家畜にのみ感染する病原体も扱われている。

このうち「感染症法」において特定病原体と指定されている病原体を保有している部局は獣医学研究科、医学研究科、水産研究科、人獣共通感染症リサーチセンター等である。

二種病原体としてはボツリヌス菌とSARSコロナウイルスを保有している。三種病原体としてはダニ媒介性脳炎ウイルスの他9種、および四種病原体としてはインフルエンザウイルス他7種を保有している。

3. バイオセーフティの取り組み

北海道大学では、平成16年3月に「北海道大学病原性微生物等安全管理規程」を制定するとともに「北海道大学病原性微生物安全管理マニュアル」を作成し、病原性微生物の安全管理の取り組みが開始された。この「規程」と「マニュアル」に従って平成19年まで大学内の病原微生物の安全管理の業務が実施されて来たが「感染症法」が平成19年に一部改正され病原体の取り扱いが一段と厳しくなり、管理体制の確立が求められるようになって来た。この法改正に対応するため北海道大学では病原体等安全管理委員会を設立し「国立大学法人北海道大学病原体等安全管理規程」を策定した。また、この規定を受けて「北海道大学病原体等安全管理取扱マニュアル」と改正して作成した。

4. 病原体等安全管理に関する体制と責務等

図に北海道大学における病原体等安全管理に関与する担当者と委員会の体制組織図と責務を示した。総長が総括管理を行い、部局長が直接の責任を負っている。総長の下で実際の業務を「病原体安全管理委員会（北海道大学全体）」が病原体等の安全管理に関する事項について審議、調査等を行う。特に学内規則、マニュアルの作成、教育・訓練等が実際の対象となる。この事務連絡や審議と調査の資料作成は学術国際部研究協力課の事務官が担当する。

各学部には「病原体の安全管理に関する委員会（部局委員会）」が設置され、部局長を補佐し、部局における病原体等の安全管理に関する必要な事項について審議し、実験の承認等の業務を実施する。特定病原体等を所持する部局では、病原体等取扱主任者を定め、立ち入り検査等への立会い、取扱者への教育・訓練等を担当する。管理責任者（教授等）は、実験責任者に適切な指導、助言を行い、実験室及び管理区域の安全運営基準の遵守及び点検を実施する。さらに管理区域における病原体等の管理状況の点検を行う。実験責任者（助教、准教授等）は実験の計画及び実施について責任を持ち、取扱者へ適切な指導と助言を行う。取扱者は病原体等に関して安全な取扱い方法について熟知し、適正な実験を行うための知識を有している者で、「病原体等安全管理委員会」が実施する教育訓練を受け、毎年行う健康診断を受診する必要がある。

5. 問題点

まず、今回の「感染症法」の法改正により、いくつかの部局の教室で特定病原体を保持するためのBSL3の施設を保有していないため、これまで使用していた特定病原体を廃棄しなければならなかった。法改正により安全管理体制が強化された点は安全な社会のために歓迎すべきことではあるが、貴重な研究・教育のための病原体を取り扱えなくなったのは残念に思える。

また、すでにBSL3の施設を保有している部局においても、入室のための個人識別システムやBSL3室と外部との連絡システム（インターホン等）を新たに設置するために相当額の設置費を負担した。さらに、二種および三種の特定病原体の他研究機関等への分与については、20～30万円程の諸経費が必要となり、研究推進上の大きな支障となっている。

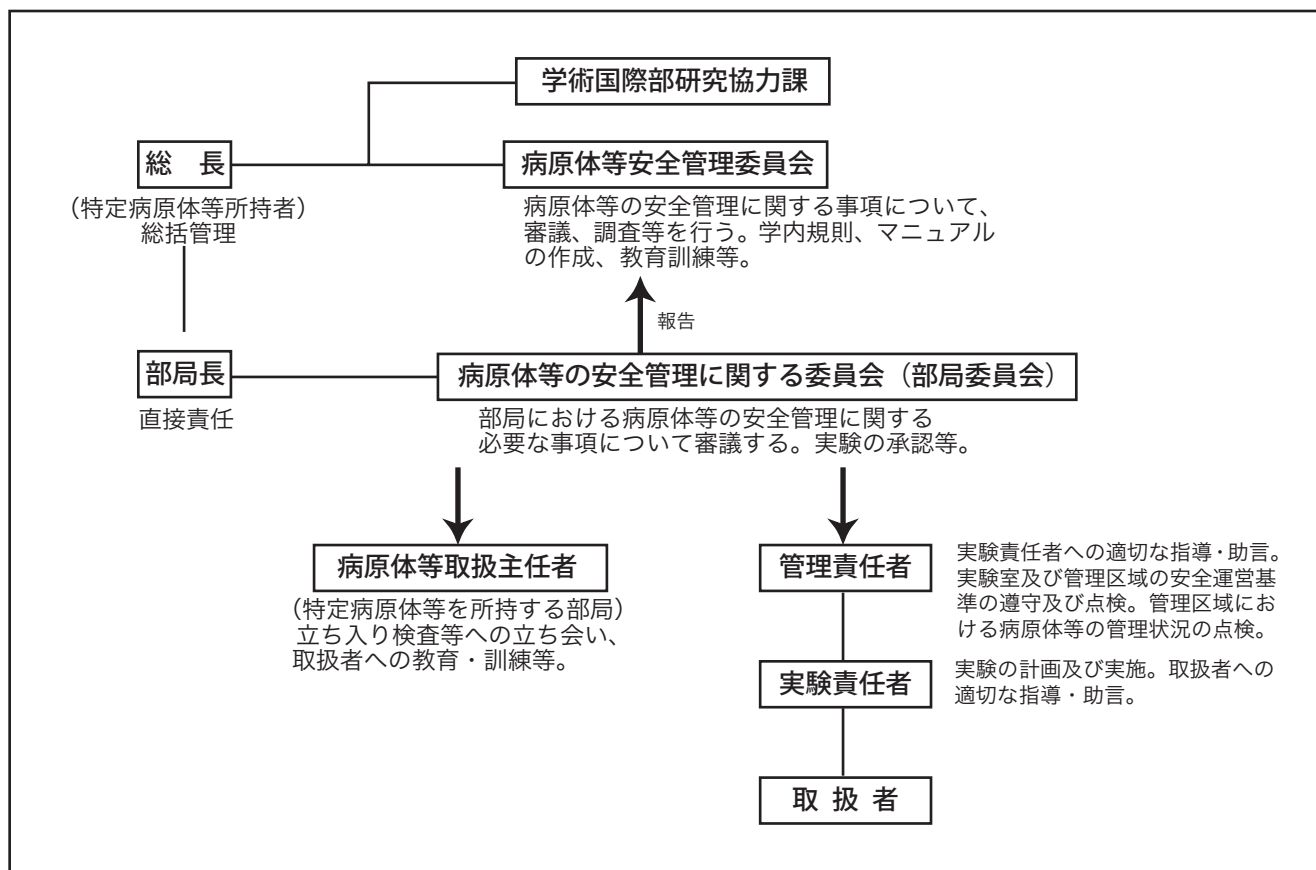
6. 獣医領域からの意見

獣医領域で感染症の研究を実施する際には、厚生労働省所管の「感染症法」下での病原体等の管理の規制とともに農林水産省所管の「家畜伝染病予防法」による病原体の管理・規制にも従わなければならない。さらに最近では経済産業省の「安全保障貿易管理」により、病原体の輸出を厳重に規制するようになって来ている。これらの法律による規制は重複する部分が多く、規制を実施する側と規制される側でともに無駄な時間と労力を費やしている感がある。ぜひ省庁間の壁を取払い病原体の取扱いに関する規制を簡素化していただきたい。

7. 学会への要望

特定病原体の教育・訓練については各々の研究機関において実施しているようであるが、学会として必須な事項を含んだ教育・訓練マニュアルを作成してはと考える。また現在、日本として喫緊の要事となっているBSL4実験施設の設置または稼動の実現に向け学会として関係省庁・部署へ強く働きかけを行うことを要望する。

北海道大学における病原体等の安全管理体制



第5回アジア太平洋バイオセーフティ学会（A-PBA）年次会議参加報告

A-PBA 担当
杉山 和良

第5回アジア太平洋バイオセーフティ学会（A-PBA）年次会議が「バイオセーフティ技術の促進とアジア太平洋の国における法律」との標語のもと、平成22年5月25-28日に韓国ソウルにて開催された。25,26日にはプレ会議ワークショップが行われた。地域組織委員会は韓国バイオセーフティ学会（Korean Biological Safety Association; KOBISA）が担当した。A-PBA年次会議は言うまでもなくアジア太平洋地区の国々のバイオセーフティ専門家の情報収集、意見交換の場です。

プレ会議ワークショップでは、封じ込め実験室、バイオセーフティマネジメントプログラムの発展のための効果的リスクアセスメント、安全監査技術とチェックリスト、消毒と汚染除去及び国のバイオセーフティポリシーと法律の5つのテーマで行われた。

年次会議1日目の27日にはKOBISA理事長であるDr. Chan-Wha Kim から開会の挨拶があった。引き続きA-PBA理事長のDr. Chua Teck Meanから挨拶があった。さらに韓国厚生省副大臣の挨拶があった。WHO本部からはWPROより今年移ったDr. Christopher OxenfordがIHRの法制化の状況について紹介をした。FAO/OIE担当者からズーノーシスに対する対策と戦略についての紹介があった。韓国CDCのバイオセーフティ評価及び管理部長のDr. Won Keun Seongから韓国におけるBSL3実験室の法律による登録認可制度とシステムについての話があった。すでに十数施設の認定を行ったとのことであった。Dr. Seongは2009年のJBISA仙台年次会議時に行われたサテライト会議にて本情報の一部を既に提供した。シンガポール、フィリピン、タイから、過去からこれまでのバイオセーフティ、バイオセキュリティに関連するそれぞれの国の法令と取り組みの現状の紹介があった。シンガポールからは、生物剤、毒素の所有、使用、輸入、運搬などを禁止または規制する「生物剤、毒素法」（2005年）、「GMO研究のためのバイオセーフティガイドライン」（2006年）、「ヒトバイオ医学研究の倫理規則」（2009年）などが紹介された。そのほか、封じ込め施設、動物バイオセーフティ技術、BSL4モバイル施設、途上国におけるBSL3実験室について、実験室感染例、施設管理等多くの分野での講演があった。オープンペーパーのなかに韓国の国際ワクチン研究所のバイオセーフティの取り組みと今後のバイオセーフティ普及化計画について意欲的な内容の紹介があった。

2001年にIBWG(International Biosafety Working Group)の活動が開始されたが、これまでの活動を発展させ、国、地域のバイオセーフティ協会の連携を密にするために組織を改め、IFBA(International Federation of Biosafety Association)とした。Ms. Maureen Ellisから現状及び今後の活動計画について紹介があった。来年2月にバンコクにて第1回IFBA年次会議、「グローバルバイオセーフティとバイオセキュリティ」を開催するとのことである。一方、CWA (CEN Workshop Agreement 2008)のその後の活動状況と2010年に計画されている3回の会議（ソウル、デンバー、ウイニペグ）についてDr. Stefan Wagenerから紹介があった。さらに、Dr. Barbara Johnsonから米国のバイオセーフティ・バイオセキュリティの強化のためのTrans-Federal Task Force Recommendation 及び特定病原体法の紹介があった。

2日間に亘って約17の展示が行われた。エンジニアリング、安全キャビネット、ガス燻蒸装置、バイオリスク管理コンサルティング、動物飼育装置などの展示があった。韓国での封じ込め施設の設計施工、メンテナンスを手掛けているNara controls Inc.、Green Cross EM などの出展があった。そのほか、WooJung BSC, Inc、Germfree Lab.、International Center for Infectious Diseasesなどがあった。

27日のセッション終了後に年次総会（AGM）が開催された。理事会メンバー 10名、次期理事会メンバー 2名と会員で合計33名の参加があった。理事長挨拶、2009年の議事録確認、年次報告、会計報告、2011/2012 理事メンバーと監事の指名、規約改正案の討議など、約2時間に亘って行われた。理事長からA-PBAの運営に関する規約改正及び理事会のプロセスと理事会または年次総会で決定される多くの項目を明快とするためのポリシーと方策について報告があった。A-PBAはシンガポールバイオリスク協会（Biorisk Association of Singapore ;BAS）に 18,000 シンガポールドルの支援を行った。BASは2011年のA-PBA会議の共同ホストとなることを希望した。秘書（Ms. Chook Mee Lan）から、理事会はこれを了解し、今後の会議の開催地、共同ホストは理事会へ申込書を提出する手続きを経て決定するようにするという説明があった。理事長から、2年前から会議を計画するようにする旨の発言があった。2012年開催については2010年7月からA-PBAウェブで募る予定である。2009年年次報告が了承された。

理事選挙結果報告があり、理事長にDr. Chua Teck Mean、副理事長にDr. Barbara Johnson、新理事にDr. Kazuyoshi Sugiyama(筆者)とDr. Wanny Batsuki が当選したことが報告された。監事は選挙では決まらず、指名されたDr. Stuart Blacksell とMs. Soh Jin Leeが受諾した。

規約の改正点をチェックし、理由をシェアした。多くは電子投票システムによる選挙方法に関してであった。5点を除き承認された。そのほか、理事長からA-PBAのアドバイザー評議会設置について話があった。

フィリッピン、タイ、中央アジアとコーカサス地域等へ続き、マレーシア、パキスタンなどでもバイオセーフティ協会等の設立が相次いでいる。国、地域で確実にバイオ

セーフティに関する認識が高まってきて活発な活動が行われてきている。本年はアフリカからの参加者が目についた。アフリカ10カ国弱を含め、約35カ国、およそ260人の参加があった。韓国からの参加者は約90名であった。我が国からは筆者と、篠原理事の2名のみであった。次回は総会報告にあるように2011年にシンガポールで開催される予定である。アジアという多様な国々がバイオセーフティで連携してさらに発展していくことにJBSAとしても積極的にA-PBAの活動に参加していく必要があると思われる。来年はJBSA会員の多数の参加をお願いします。

昨年のマニラでの開催もお国柄が出ていましたが、今回昼食は会議場の席でお弁当でした。海外ではブッフェ形式が一般ですが、キムチ入りの弁当、やはり韓国とはいろいろ似ているところがあると思いました。

〈集会ポスター〉



第10回 日本バイオセーフティ学会

総会・学術集会

日本バイオセーフティ学会の
あすを考える

学会長：倉根一郎(国立感染症研究所)

会 期：平成22年12月6, 7日 (月、火)

会 場：パシフィコ横浜

第10回 日本バイオセーフティ学会
総会・学術集会事務局
〒162-8640 新宿区戸山1丁目23番地1号
国立感染症研究所バイオセーフティ管理室内
TEL 03-5285-1111 FAX 03-5285-1184
E-mail s-iki@nih.go.jp

会場案内図

日本バイオセーフティ学会
The Japanese Biological Safety Association

第10回日本バイオセーフティ学会総会・学術集会事務局
(第10回集会事務局)
〒162-8640 新宿区戸山1丁目23番地1号
国立感染症研究所バイオセーフティ管理室内
TEL 03-5285-1111
FAX 03-5285-1184
E-mail s-iki@nih.go.jp

学会事務局：
国立感染症研究所バイオセーフティ管理室内
〒162-8640 新宿区戸山1丁目23番地1号
TEL 03-5285-1111
FAX 03-5285-1184
E-mail ksugi@nih.go.jp
<http://www.nih.go.jp/niid/meetings/jbsa/gakkaiannai03.html>